

農業委員会議事録

1. 開催日時 平成31年1月29日（火）14時00分から
2. 開催場所 北川村役場2階 会議室
3. 出席委員 12名
 - 2番 池田鈺平
 - 3番 園田圭子
 - 4番 山嶋丈
 - 5番 阿部米一郎
 - 6番 山本喜三
 - 7番 濱渦豊一（職務代理）
 - 8番 浜渦恵
 - 9番 大井庸信
 - 10番 林田愼一郎
 - 11番 上村尚幸
 - 12番 濱渦末広（農地利用最適化推進委員）
 - 13番 柿原昇（農地利用最適化推進委員）
4. 欠席委員 1番 井津信廣（会長）

5. 役 場 北川村産業課長 松岡寿充・農地利用集積専門員 山本輝彦
6. 事務局 島田丈寛（記）
7. 議事録署名人 4番 山嶋丈 ・ 5番 阿部米一郎
9. 次第
 - 第1 開会
 - 第2 議事録署名人の選出
 - 第3 議事
 - 1 農地法第3条に関する件について
 - 2 農業経営基盤強化促進法に係る利用権設定について
 - 3 農業経営基盤強化促進法に係る所有権移転について
 - 第4 その他
 - 1 安芸郡市農業委員会視察研修について
 - 3 次回開催日について
 - 第5 閉会
 - 第6 議事録

職務代理 それでは、只今より平成 31 年度 1 月農業委員会定例総会を開会します。会長が今月・来月と出席できませんので、職務代理の私が議事進行を努めますのでご承知ください。

本日の出席委員は 13 名中 12 名で定足数に達しておりますので、総会は成立しています。それでは、本日の議事録署名人を決めたいと思いますが私の方で指名してもよろしいでしょうか。

【異議なし】

職務代理 それでは山嶋委員と阿部委員にお願いします。なお、本日の会議書記には、事務局職員の島田を指名します。それでは議案に入ります。

議案第 1 号「農地法第 3 条に関する件について」です。

職務代理 それでは、議案第 1 号の説明を事務局より求めます。

事務局 議案第 1 号「農地法第 3 条に関する件について」説明します。申請が 1 件あります。

譲渡人氏名「前田 幸子」、譲渡人住所「安芸郡北川村野友甲 1494 番地」、譲受人氏名「濱渦 大」、譲受人住所「安芸郡北川村野友甲 1422 番地 2」、事由「売買」、土地の所在「北川村 大字 野友 字 石ノ内 甲 1417 番」、地目「田」、面積「378 m²」となっており、本許可を持って譲受人の耕作面積は「8,561 m²」となります。下限面積要件や常時従事要件等の必要な要件は全て満たしております。位置図、地籍図、現地確認写真を添付しておりますのでご確認ください。事務局からの説明は以上です。ご審議の程、お願いします。

職務代理 議案第 1 号についてご質問等あれば。

【全員 なし】

職務代理 それでは、採決をとります。議案第 1 号「農地法第 3 条に関する件について」申請が 1 件あがってきておりますが、申請通り許可することに異議ありませんか。

【全員 異議なし】。

職務代理 それでは、議案第 1 号については許可することとします。

職務代理 続いて議案第 2 号「農業経営基盤強化促進法に係る利用権設定について」事務局より説明を求めます。

事務局 それでは、議案第 2 号「農業経営基盤強化促進法に係る利用権設定について」説明します。諮問が 2 件あがってきております。

1 件目です。貸付人氏名「安部 光春」、借受人氏名「新徳 勝」、土地の所在「北川村 野友 字 木ノ日島 甲 56 番 1」、地目は「田」、面積は「996 m²」、栽培作物は「水稻」、期間は「1 年間」の「更新」となっております。

2 件目です。貸付人氏名「前田 原一」、借受人氏名「加藤 亮」、土地の所在「北川村 島 字 下ドドキ 205-リ、字 島ノスカ 212-ハ・212-ニ、字 中泉 606-4・611-3・618-1、字 上中泉 620・625-1・625-5、字 北前 831-4・847-1、字 下生 957」の小計 12 筆、地目は全て「畑」、面積は「138 m²・304 m²・214

m²・150 m²・84 m²・4,589 m²・2,337 m²・105 m²・552 m²・184 m²・176 m²・982 m² 計9,815 m²」、栽培作物「柚子」、期間「1年間」の「新規」となっております。現地確認は上村委員にお願いしました。

それぞれ位置図、地籍図、現地確認写真を添付していますのでご確認ください。

職務代理 それでは議案第2号「農業経営基盤強化促進法に係る利用権設定について」質疑等あれば。

【全員 なし】

職務代理 それでは議案第2号「農業経営基盤強化促進法に係る利用権設定について」採決をとります。2件の申請がありますが適当と認め答申することに異議ありませんか。

【全員 異議なし】

職務代理 それでは議案第2号については適当と認め答申することとします。続いて議案第3号「農業経営基盤強化促進法に係る所有権移転について」事務局より説明を求めます。

事務局 議案第3号について説明します。農業経営基盤強化促進法に係る所有権移転の諮問が1件あります。

譲渡人氏名「永吉 昭夫」、譲渡人住所「高知市福井町 2269 番地 19」、譲受人氏名「阿部 亜彦」、譲受人住所「安芸郡北川村野友甲 1418 番地」、土地所在「北川村 菅ノ上 字 本村 305 番」、地目「畑」、面積「46 m²」売買後の目的「柚子」となっております。林田委員に確認いただきました。位置図・切り図・現地写真を添付していますのでご確認ください。

職務代理 質問等あれば。

【全員 なし】

職務代理 それでは、議案第3号について採決をとります。農業経営基盤強化促進法に係る所有権移転について、1件諮問がありますが、申請については「適当」と認め、答申することに異議ありませんか。

【全員 異議なし】

職務代理 それでは、議案第3号について「適当」と答申します。議案については以上です。その他事項について事務局より。

事務局 その他事項についてです。

1件目です。安芸郡市農業委員会協議会の視察研修の案内がきております。日程は平成31年2月22日（金）、場所は以前にもお伝えしました日高村の株式会社イチネン農園です。品目は施設園芸によるトマトです。出席が可能かどうかご確認のうえ、事務局までお知らせください。

もう1件ですが、北川村の一時保有農地の耕作者を公募しておりますので、周知等ご協力をお願いいたします。事務局からのその他事項については以上です。

職務代理 他に何かあれば。

【全員 なし】

職務代理 次回の定例総会は2月下旬に開催します。以上をもちまして1月定例総会を終了します。お疲れ様でした。

平成31年1月29日

議事録署名人

議事録署名人